

記載要領等	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
-------	--

《使用目的》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

《添付書類等》

「1 この申請に係る事由の別」の①及び②に掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

1 「① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合とは、次の場合をいいます。

(1) 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

(2) 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【(1)の場合に該当する場合の添付書類】

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置） 記載要領等＞

イ 譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ その他参考となる書類

【(2)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）

ハ 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ニ その他参考となる書類

2 「② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

イ 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

ロ 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

ハ その他参考となる書類

（注1） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

（注2） 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

（注3） 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。

＜非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置） 記載要領等＞

（注４） 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

（注５） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。